

**Association for Research on the Impacts of War  
and Military Bases on Women's Human Rights**

**「女性・戦争・人権」学会  
ニューズレター第30号**

2011年11月30日

もくじ

I. 代表挨拶	・・・1
II. 代表(2009.6-2010.10)を終えて	・・・2
III. 2011年度大会報告	・・・2
1. 事務局報告	・・・2
3. 会計報告	・・・3
4. 参加者からの感想	・・・5
IV. 新運営委員あいさつ	・・・8
V. 編集委員会からのお知らせ	・・・8
VI. 編集後記	

I. 代表挨拶

秋林こずえ

前代表の岡野さんの任期終了に伴い、事務局を岡野さんと交代する形でこの度学会代表を務めることとなりました。2008年に運営委員に加わりましたが、2009年度の大幅な運営委員体制の変更を経た後、岡野さんを中心とした運営委員会はいろいろな困難を抱えながらも、会員の皆様に助けられながら何とか学会を続けてきた、というのが正直な感想です。

学会の運営の困難もさることながら、本学会の主要な研究テーマの一つである「軍事基地」の問題は深刻になるばかりです。私が活動しているアジア太平洋軍事基地撤廃ネットワークのメーリング・リストには文字通り毎日、各地での軍事増強のニュースとそれに抵抗する仲間たちからの「ヘルプ!」の叫びが送られてきます。韓国・済州島での軍事基地建設、オーストラリア・ダーウィンへの米海兵隊駐留、ハワイの米軍太平洋司令部の強化、グアムの基地強化などです。そして沖縄では、普天間基地をそのままにして辺野古への基地建設ばかりが進められようとしています。その辺野古の浜で座り込みを14年間続けているテントに対して地元の辺野古区から退去要請が出され、東村高江ではヘリパッドの建設作業が強行されようとしています。また2万2千人余りの原告による第三次嘉手納基地爆音差し止め訴訟も起こされています。

もちろん、喫緊の課題はこれだけではなく、私たちは多くの問題に直面しています。このような時代にどのような学会活動をすればいいのでしょうか。

2年前の運営委員会で本学会の存続そのものが議論された際に、社会的な活動と研究とを議論できる貴重な学会なので継続するべきだと私は主張しました。

今でもその考えは変わりません。むしろ思いを強くしています。例えば学会員数の増加を目指してアカデミズムに目を向けたときに、本学会のテーマを研究している研究者がとても少ないことに気づきます。それは偶然ではありません。ジェンダーの視点からの軍事主義、軍事基地や軍隊の分析

や日本軍「従軍慰安婦」についての研究を大学院でしたいと思っても、指導教員が容易には見つけられないからです。私自身、1992年に大学を卒業した当時、ジェンダーと平和教育を勉強できる大学院を日本では見つけられず、会社員生活を経て1995年に米国で大学院に進学しました。15年以上経った今でも状況が劇的に変わったようには思えません。

それでも、軍事基地・軍隊や武力紛争、貧困などについてジェンダーの視点から考えたいと思う研究者や活動家が出て、研究と活動の共同作業の必要性はますます高まっています。そのような社会的要求に応えられるような、本学会のより活発な活動が求められていると思います。

これから学会員間での研究・活動交流をより広め、深めていけるように、運営委員の皆さんとともに努力していきたいと考えています。力不足の代表ではありますが、2年間、どうぞよろしくお願い致します。

## II. 代表(2009.6-2010.10)を終えて

岡野八代

2009年度総会以降、代表を務めさせていただきました。この2年を振り返ると、学会を大きく進展させるどころか、年2回の研究会の開催すらおぼつかなく、多くの学会員の方にご心配をおかけすることになりました。この2年間日本社会では、政権交代と、未曾有の大震災と原発事故で日本社会と政治を根本から問い直すべき出来事が続きました。また、日本軍「慰安婦」問題に関しても、東京女性国際戦犯法廷後10年を迎え、また来る12月14日には、日本大使館前の水曜日デモが1000回を迎えます。

小さな学会をなんとか運営することができたのは、こうした時代背景のなかで、日々「慰安婦」問題の解決に向けて活動されている市民の方々から、大会の度に、学会の必要性を確認させてもらえたからでした。また、グローバル社会のなかで、これまで国内問題に終始しがちであった学問体系も大きく変化し、若い研究者の関心も国境を越えて新しい研究テーマに果敢に挑戦しています(学会誌11号の投稿論文を参照してください)。2年間代表を務めるなかで、彼女たちの運動や研究に少しでも応えられる学会にしたいと思いつつも、なかなか実践につながらなかったことは、大いに反省すべき点です。今後は、事務局として異なる形で学会のために貢献できればと思います。

今後学会が、市民の方、新たな研究課題に着手する研究者の方の、さらなる知的な交流の場となることを願いつつ、代表交代の言葉に代えさせていただきます。

## III. 2011年度大会報告

### 1. 事務局報告

岡野八代

10月23日に立命館大学にて、第15回大会が開催されました。2011年は、金学順さんの勇気ある告発から20周年ということもあり、学会員以外にも多くの方に参加していただきました。午前中の『女と孤児と虎』(ジェーン・ジン・カイスン監督2010年作品)の鑑賞、金友子さんの解説と、午後のシンポジウムとともに、国際社会のなかで「慰安婦」問題をいかに位置づけるのか、植民地主義の歴史といかに向き合うのか、といった問題を深く考えさせられる大会でした。詳しい大会の内容は、学会員、参加者からの報告を以下でお読みください。

以下に事務局からの報告をさせていただきます。

#### 1) 運営委員会 (以下、敬称は略)

2011年10月23日午前8時半より、立命館大学朱雀キャンパスにて運営委員会を開催しました（出席：秋林・石川・大橋・岡野、清末・黒瀬・西田・堀田・矢野、（以上、旧運営委員）、志水（新運営委員）、富田、佐々木（以上監査））。

委員会では、事情により清末さんが、今期より運営委員を退かれること、代表が岡野より秋林さんへ引き継がれ、事務局を秋林さんから岡野に引き継がれることが確認されました。

また、会計監査が行われました（会計報告については、以下をご覧ください）。

## 2) 総会

2011年10月23日午前10時より立命館大学朱雀キャンパスにて、総会が開催され、下記の事項が報告および承認されました。

### ・ 学会の活動報告

①2010年12月19日「女性国際戦犯法廷」10年を迎えて（立命館大学）

主催：科研基盤Bプロジェクト「バックラッシュ時代の平和構築とジェンダー」

共催：「女性・戦争・人権」学会

②運営委員会の開催

2010年9月23日（京都）、2011年2月27日（京都）、2011年9月10日（高槻）

### ・ 運営委員の選任

①代表の交代

岡野八代代表の任期満了に伴い、秋林こずえ委員が新代表となることが承認されました。

②2009年選出運営委員の任期が終了することに伴い、次の委員が再任されることが了承されました。

秋林こずえ、石川雅也、岡野八代、金友子、堀田義太郎、

③本年度より新運営委員として次の委員が承認されました。

志水紀代子

参考：2010年選出運営委員（12年度改選予定）：

大橋稔、矢野久美子、黒瀬勉、中川志保子、西田千津、

監査：富田幸子、佐々木貴弘

### ・ 会計報告

石川委員より、2010年度の会計報告、および2011年度の予算について報告があり、承認されました。詳細については、下記の3. 会計報告をご覧ください。

### ・ 学会誌編

堀田委員より、学会誌11号が公刊されたことが報告されました。

**「女性・戦争・人権」学会の年次大会は、10月第4日曜日に開催されます。**

**2012年度年次大会は、2012年10月28日(日)に開催されます。**

## 2. 会計報告

総会では、会計担当の石川委員より2010年度の会計報告が行われました。また監査の富田さんより、石川委員の報告通り相違ないことが確認されたことが報告されました。2010年度の決算表は次の通りです。

2010年度 決算表

○収入の部

項目	2010年度予算	決算	差異
前年度繰越金	2,418,176	2,418,176	0
維持会費	100,000	70,000	△ 30,000
一般会費	360,000	467,000	107,000
学生会費	30,000	27,000	△ 3,000
行事参加費	20,000	28,500	8,500
カンパ	0	18,000	18,000
雑収入	5,000	0	△ 5,000
学会誌売上金	20,000	42,000	22,000
収入総計	535,000	652,500	117,500
総計	2,953,176	3,070,676	117,500

○支出の部

項目	2010年度	決算	差異
事務用品費	5,000	4,500	△ 500
通信費	40,000	21,520	△ 18,480
行事開催費	40,000	20,000	△ 20,000
交流費	0	0	0
人件費	90,000	0	△ 90,000
学会誌制作費	405,525	405,525	0
運営委員会開催費	30,000	28,000	△ 2,000
雑費	5,000	420	△ 4,580
支出小計	615,525	479,965	△ 135,560
次年度繰越金	2,337,651	2,590,711	253,060
総計	2,953,176	3,070,676	117,500

詳細を確認した結果、上記に相違ないことを認めます。

※ 総会で配布された決算表には、決算表に続いて監査担当の富田幸子さん、佐々木貴弘さんの直筆署名と押印がされていますが、ここに記載した決算表はニューズレター用に体裁を変更しているため、監査の署名・押印は割愛させていただきます。なお記載内容は一切変更されていません。

引き続き石川委員より、2011年度予算案について報告され、承認されました。予算案の詳細は下記の通りです。なお2011年度は2011年4月1日から2012年9月30日となります。

2011年度 予算案

○収入の部

○支出の部

項目	2011年度予算案	項目	2011年度予算案
前年度繰越金	2,590,711	事務用品費	5,000
維持会費	60,000	通信費	60,000

一般会費	420,000	行事開催費	40,000
学生会費	18,000	交流費	0
行事参加費	25,000	人件費	50,000
カンパ	0	学会誌制作費	420,000
雑収入	0	運営委員会開催費	60,000
学会誌売上金	40,000	雑費	5,000
収入総計	563,000	支出小計	640,000
		次年度繰越金	2,513,711
総計	3,153,711	総計	3,153,711

### 3. 参加者からの感想

大会に参加した会員の方から感想が届きましたので、ご紹介いたします。



#### 大会に参加しての感想

水溜真由美

ふだん学会活動にほとんど参加できていないので気が引けるが、今年度の大会に参加した感想を述べさせていただきたいと思う。

総会での前代表の岡野さんのお話にあった通り、今年は「慰安婦」問題をめぐる節目の年である。金学順さんのカムアウトから20年、12月14日には韓国における水曜デモが1000回目を迎える。また、今年8月には韓国の憲法裁判所で「慰安婦」問題についての韓国政府の不作為について違憲判決が出され、今後の韓国政府の対応に注目が集まっている。さらに、この事態を受けて国内でも改めて「慰安婦」問題の謝罪・補償について立法化を求める動きが活発化している。

私は北海道で「慰安婦」問題の解決を求める運動に少しだけ関わっているが、いつも市民運動家の方々の熱心な活動ぶりに圧倒され、大した貢献ができない自分をもどかしく感じる。同時に、アカデミズムの場での「慰安婦」問題についての関心の弱さを痛感する。新代表の秋林さんが、本学会のテーマとなる分野の研究者がとても少ないことを指摘されていたが、全くその通りだと感じた。今日アカデミズムの中で「ジェンダー」という言葉は広く市民権を得ているが、しばしば現実の問題からあまりにも乖離し、単にテキストを分析する道具になってしまっている。そのような中で本学会が活動を続けていることはとても意味のあることだと思う。会を中心に担っている方々の献身

的な働きには頭が下がる。

総会后、午後で開催されたシンポジウムでは、シンポジスト3人がそれぞれ熱のこもった報告を行い会場の雰囲気もとても活気があってよかった。いずれも植民地問題に関わる内容だったが、過去の植民地支配についても現在進行形の問題として提起されていた点が印象的だった。全体としてはもう少し女性に焦点をあわせた方がよいとも感じたが、現代社会の問題がいずれもジェンダーの観点だけでは理解し得ないことを考えると、問題意識を共有する研究者と様々な枠組みを超えて議論し交流していくことはとても大事なことだと感じる。

はじめて大会に参加して

上田章子

はじめて女性・戦争・人権学会に参加しました。

国際法をテーマにした発表、ヨーロッパ、アフリカ、アジアそして大航海時代、大戦、現代とダイナミックにすすむ論議は大変刺激的で、専門的内容が実は現在の私たち個人の身近な問題とつながっていることを再認識させてくれるものでした。「奴隷制」や「植民地支配」のような、犯罪と意識されてこなかったものが意識されつつあることはけっしてかなしいことではなく、(みずからの)罪や暴力への注意が想像力を広げ、常識を揺さぶり、希望につながるのだと感じます。学会誌 11号では、エッセイというかたちで発表させていただくことができ光栄です。これからもみなさんとともに考え、表現し続けたいと思います。

シンポジウム「軍事基地と女性に対する暴力」に参加して

ばんちゃんじゃ (日本軍「慰安婦」問題・関西ネットワーク)

在日朝鮮人として、前田さんの植民地支配を戦争犯罪と見る視点に共感する。日本において当時も今も植民地支配が合法化され、清算されないままであることを身をもって証明できる。菊池さんは、西欧列強のアフリカに対する第二次世界大戦中の奴隷制や植民地支配の歴史責任について報告、今も続くアフリカの人々の苦しみに言及した。奴隷制度と植民地被害の回復へのプロセスは、立法や補償のための措置など日本軍「慰安婦」問題との共通点が多く、難題も重なる。そのひとつにバックラッシュがある。植民地支配を正当化し、時代を逆戻りさせる主張が公然と暴力的に繰り返されている。パレスチナに対するイスラエルの継続的な暴力支配が未だやまないのもしかり、国際秩序が崩れ、国際法の限界も指摘された。清末さんは、イスラエルによるパレスチナの女性と子どもたちへの差別と抑圧の具体を語った。終りの見えない過酷な日々が胸が詰まる。一方、「慰安婦」被害者の声に今だ背を向ける日本政府、こうした目の前の現実に私たちは立ち向かわねばならない。明日の希望のために。

連帯と共有ネットワークで「暴力」に立ち向かう

小倉祐輔 (立命館大学国際関係学部3年生)

「女性・戦争・人権」学会。何とも幅広いトピックを掲げているところが、[Gender Studies]と[Men's Studies]を研究対象にしている私の興味は惹きつけられたのだろう。今年度の年次大会に参加した感想を、拙文ながら、徒然に書き起こしてみたい。

今年のシンポジウムは「軍事化と女性に対する暴力—現在の国際的な動きのなかで—」というテーマで執り行われた。日本の様々な社会運動が、グローバルな連携をもって為されているようには

感じられなかった私にとって、このようなテーマを掲げて「軍事化と暴力」に立ち向かうその姿勢には、とても勇気づけられたと同時に、また自らも国際的なポジショニングを意識しながら行動する事の重要性に、改めて気付かされた。

「暴力」の形態や表象は違えど、その根源的な要因と闘う者にとっては、同志の取り組みや経験を共有する事は大変意義のあることであり、またモチベーションを維持、向上させるものでもある。まさに「ネットワーク」を形成して立ち向かうことこそが、計り知れないパワーを有する「軍事化」と「女性への暴力」への対抗手段なのである。

その意味で、会場に集う研究者や活動家の「多様性」が存在するこの学会は、ネットワークによる連帯と共有の歩みを、着実に進めているように感じられた。

現状の相対化、歴史への遡及—2011年度「女性・戦争・人権」学会発表を受けて—

和田昌也（同志社大学大学院）

今年度の「女性・戦争・人権」学会においても重要な問題提起がなされた。まずは、前田朗先生の「植民地犯罪」論である。この「植民地犯罪」とは、「植民地主義」すなわち「野蛮から文明へ」の図式のもとに行われる「植民地支配」を犯罪と定義するものである。ここには、「植民地化」の事実のみならず、その過程で起こる人民の抵抗に対する植民地ジェノサイドも含まれるが、いずれの場合も、「人道に対する罪」に当てはまるものである。国連国際法委員会(1994)以来、テヘラン会議(2001)等でも植民地支配の犯罪が指摘されているが、「植民地犯罪」は未だ自明な概念とは言えず、その確立が求められている。しかし、この道程には「国際法」という障壁が存在する。というのも、「国際法」は、17世紀半ばのウェストファリア体制の確立に起源を有するのだが、これが意味するのは、主権国家の登場が「国際法」には不可欠の要素であること、換言すれば、「国際法」は主権国家同士の「約束」であるということである。翻って言えば、主権国家以外はそのルール策定に加わっていないということである。そして、ここでいう主権国家とは、同時に、植民地化を「文明」の名のもとに推し進めていた西洋列強諸国であるという歴史的事実が指摘できる。このことから、「国際法」が植民地主義の正当化の機能を果たしてきたことが理解できる。従って、植民地主義を「犯罪」として問題化することは、「過去において合法だったことは現在においては裁けない」という「法の不遡及原則」を持ち出して居直る「国際法」を再問することでもある。

植民地主義を問題化するうえで、もう一つの困難が指摘できる。それは、植民地主義が現代世界にはっきりと爪痕を残しているにもかかわらず、その行為自体が長大な歴史を有するが故、被害者も加害者も特定困難なことである。菊池恵介先生は、ダーバン会議の取り組みを紹介し、「奴隷制や植民地支配など、アジア・アフリカに対する西欧列強諸国の歴史的責任を不問に付してきた戦後の国際秩序を問う」ダーバン宣言の歴史的意義を強調すると共に、やはり問題の時間的隔たりゆえに具体的な裁きの場面で伴う、被害者や加害者の特定や過去と現在の因果関係の立証の困難性、そして補償要求の多様性という問題を指摘された。しかし、にもかかわらず、ここにも立ちふさがる国際法の不当性を訴え、「当時は合法であっても不当であった」という観点から、ダーバン会議のような国際会議や委員会での立法を通じた新たな「国際法」の作成の道筋が示された。

そして、現在進行形の問題として、パレスチナ問題がある。清末愛砂先生は、パレスチナ人女性の生をめぐる国際的な取組として、まずはナイロビ将来戦略(1985)から北京プラス10(2005)に至るなかで、それらの綱領に「(パレスチナ人)女性」の項目が組み込まれていく経緯を振り返られた。しかし、国連「女性の地位向上委員会」において、報告書「パレスチナ女性が置かれている状況と

支援」は何度も採択されているにもかかわらず、現状は何も改善されておらず、むしろ、悪化の傾向にあることを指摘し、これらの事態を決議や報告書の「ルーティン化」と厳しく批判された。パレスチナ女性への二重の差別、すなわちイスラエルの占領とジェンダー問題(家父長制等)が存在するが、イスラエルの占領政策を問題化していくことがまずは重要であること、そして、決議のルーティン化を回避すべく、さらなるアクションを行う必要があることを強調された。

今年の12月14日、韓国水曜デモが1000回目のアクションを迎える。この気が滅入るほどの回数に、日本人として情けない思いになる。「慰安婦」とされ、人間の尊厳を奪われたうえに、毎週の水曜日をも奪われた。アクションはそれ自体としては成立しない。アクションは見られ聞かれなければならない。私たちは応じなければならない。

現状は同時代というよりもむしろ「歴史」的な力学で構築されている。従って、現状は「歴史」的である。現状を理解するためには「歴史」へと遡及する必要がある。しかし、その「歴史」はどうやら不当なものらしい。そして、この「歴史」は強者によってひた隠しにされてきた。だがいきたい、この不当な「歴史」を否定した「現在」は可能であろうか。現状はつねに「歴史」的であった。だとすれば、「歴史」の否定とは、「現在」の否定、すなわち「自己否定」である。これが「慰安婦問題」が象徴する日本の現状である。

「歴史」を認めること、ここに日本と、そして世界の「現在」がかかっている。

#### IV. 新運営委員あいさつ

今年度より運営委員になった志水委員より、就任の挨拶が届きましたので、ご紹介いたします。

再び運営委員になって

志水紀代子

1997年5月に学会が発足してから14年が経ちました。第一回大会で研究発表をしてデビューした岡野八代さん、世代交代で突然事務局を任せられ、新運営委員のメンバーでスタートしたものの更なる困難の続く2年間を、学会代表として、事務局担当の秋林さんと二人三脚で何とか乗り切ってきました。今回二人が代表と事務局を交代するという経緯のなかで、いよいよ体制を整えて、第二世代の新しい運営委員会が再出発します。

そんな今、学会立ち上げ時から運営に携わってきたメンバーの一人として、再び委員になりました。この学会をずっと支えてきてくださった古くからの会員のみなさん(の思い)を代表して、参加させていただくつもりです。これからまた新しいポリシーのもと、若い会員さんもどんどん増えてくることでしょう。及ばずながらそんな今後を見守り、支えていきたいと念じています。どうぞよろしくお願いいたします。

#### V. 編集委員会からのお知らせ

大変お待たせしておりました。このたび、学会誌第11号を刊行いたしました。

本号には、2010年の第14回学会大会シンポジウム「女性国際戦犯法廷」一〇年を迎えて ハーグ判決実現に向けた課題と展望」のパネリストのみなさんに、報告に基づいて新たに論文を執筆していただきました。また、自由投稿論文を二本、特別掲載論文とエッセイを各一本ずつ、書評を三本掲載し、これまで以上に幅広く刺激的な内容になっていると思います。本号へのご意見・ご批判を学会事務局までお寄せいただけましたら幸いです。



編集委員会では第12号へのご寄稿をお待ちしております。来年度(2012年度10月)公刊予定の第12号は、2012年2月末日が投稿締め切りになります。奮ってご応募をお待ちしております。投稿規定を以下に掲載いたしましたので、ご確認ください。

また、前にもお願いしたことですが、重ねてみなさまにお願いしたいことがあります。所属大学あるいは身近な図書館に本学会誌を所蔵して頂くよう、リクエストをぜひともお願いいたします。

国立情報学研究所のNACSISという検索エンジンで検索したところ、現在、全国の大学関係の図書館で、本誌を今後も継続的に入れて頂く予定になっているのは、一橋大学、学習院大学、恵泉女学院大学、県立広島大学、国学院大学、桜美林大学、国立女性教育会館、早稲田大学、名古屋市立大学、立命館大学だけのようでした。

創刊号は絶版になってしまっておりますが、今後とも、身近な図書館に入れていただくよう、みなさまの積極的なご協力をなにとぞお願いいたします。

#### <投稿規定>

##### 1. 投稿資格

本学会員の方は、すべて『女性・戦争・人権』誌に寄稿することができます。なお、編集委員会は、編集委員会の企画に基づき、非会員に寄稿を依頼することがあります。

##### 2. テーマ

テーマは本会の学会規約に則るものとし、未発表のものに限ります。

##### 3. 掲載決定の方法

①投稿原稿を掲載するか否かは、二名のレフェリーによる審査を経たうえで編集委員会で検討の上、決定します。

②検討の結果、著者に再考、加筆・修正を求める場合があります。

③原稿(図表、写真、FDなどを含む)は採否にかかわらず、返却しません。

##### 4. 執筆要項

①原稿は横書きとします。

②投稿原稿の分量は、原則として以下のようにします(400字1枚として計算)。

論文: 40枚~60枚および英文要旨(200~300語)

研究ノート: 30枚

通信: 10~20枚

書評: 5~15枚

③投稿論文には、日本語の要旨(600字以内)と日本語キーワード(5語以内)、英文要旨(300語以内)と英文キーワード(5語以内)を付してください。これらは、②に記した論文の分量には含まれません。

④文献引用方法 本文中の引用は該当箇所「(著者の姓、発行年、該当ページ)」の順に記したうえで、文献リストとして注の後に著者名アルファベット順で一括して記載してください。

文献リストの記載方法は、単行本の場合には、著者名、発行年(西暦)、『書名』、出版元の順に記載し、論文の場合には、著者名、発行年、「表題」、掲載雑誌名、巻、号(または編者名、『収録書名』出版元)、の順に記載してください。欧文の場合もこれに準じます。なお自著の引用に当たっては、「拙著」「拙稿」等による表示は避け、氏名を表記してください。

欧文については論文タイトルを「””(ダブル・コーテーション・マーク)でくくり、著者名・

雑誌名はイタリックとしてください。

## 5. 投稿方法

### ①郵送またはメールで提出してください。

郵送の場合は、A4版用紙に印刷した原稿を事務局宛てに3部提出してください。

メールの場合には、メールにワードファイルにて添付し、編集委員会宛てに提出してください。

なお、郵送で提出する場合には、封筒に朱文字で「女性・戦争・人権学会自由投稿論文在中」と明記してください。メール添付で提出する場合には、タイトルに「女性・戦争・人権学会自由投稿論文」と明記してください。

### ②原稿を投稿する際には、別紙あるいはメール本文に、連絡先（郵便番号、住所、電話番号、ファックス番号、お持ちの方はEメール・アドレス）を明記してください。

### ③提出先は、「女性・戦争・人権」学会事務局とします。

### ④掲載が決定された場合、あらためて完成原稿をテキスト形式で保存したものをフロッピー・ディスクで郵送で、あるいははEメールに添付して、送付してください。

### ⑤英文要旨は提出前に可能な限りネイティブ・チェックを受けてください。

## 6. 締め切り日および審査結果通知日

自由投稿論文の投稿締め切りは、前年度の2月末日とします（当日の消印有効です）。また、審査結果は学会誌発行年度の4月中に通知します。

## 7. 校正

検討の結果、掲載決定された原稿についての校正は、著者校正は初校のみとします。校正段階での修正は誤字・脱字等、最小限に止めてください。著者校正の段階での大幅な加筆や、修正がなされた場合、掲載を延期、または取り消しとする場合があります。

## 8. 著作権

本誌に掲載された著作物の著作権は「女性・戦争・人権」学会に属します。ただし、著者自身が使用する場合はその限りではありません。

## 9. その他

本誌に発表されたものを転載する場合には、学会事務局にご連絡の上、出版物を一部ご寄贈ください。寄稿に関する問い合わせは、「女性・戦争・人権」学会事務局宛にお願いします。

## 『女性・戦争・人権』第12号の投稿締切は2012年2月29日です

## VI. 編集後記

2011年は日本中が「つながる」ことを意識した一年でした。しかし私たちは以前からつながることの大切さを訴えてきたはず。〈わたし〉たちが希求する「つながり」が一日も早く築かれるよう、更なる発信をしなければと思う毎日です。ニューズレター第30号は10月に行われた年次大会の報告号です。多くの方が感想を寄せてくださいました。残念ながら参加できなかった皆様も、当日の雰囲気共有していただければと思います。（大橋稔）

事務局が移動しました!!  
ご注意ください!!

### 事務局連絡先

〒602-8580 京都市上京区今出川烏丸通東入

同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科 岡野八代研究室

「女性・戦争・人権」学会事務局

Fax : 075-465-1214 Email : josejinken@mail.goo.ne.jp

Website : <http://www.war-women-rights.jp/>

郵便振込口座 00900-6-38551 「女性・戦争・人権」学会